

携行缶でガソリンを販売する事業者の皆様、 令和2年2月1日から法律がかわりました！



消防法の改正により、
①本人確認※運転免許証など
②使用目的の確認
③販売記録を作成することが義務付けられました！！

本人確認や使用目的の告知を断ったり、虚偽の告知
をするなど、不審な点を感じる場合は販売を拒否し
警察へ通報してください！！

1事業所で1日に携行缶へ販売できるガソリンの量
は、原則200リットル未満とされています。



塩釜地区消防事務組合
マスコットキャラクター



塩防くん